

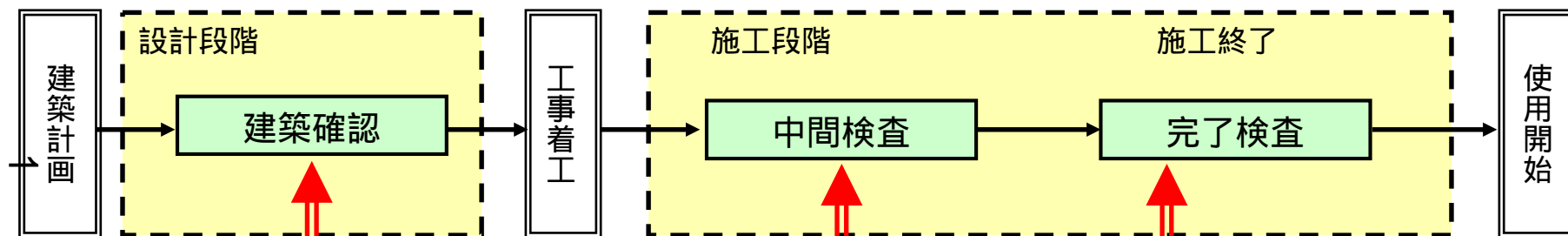
関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
15	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	国土交通省	1
56	マンション管理適正化推進計画の廃止	国土交通省	4
43	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	国土交通省	7
55	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	国土交通省	11
52	市町村における交通安全計画の廃止	内閣府	16
30	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	文部科学省	19
26	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化及び計画内容の簡素化	総務省	24
63	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	文部科学省	39
65	交付金に係る施設整備計画について他の計画と代替可能とすること	文部科学省	41

建築確認制度

建築基準法における建築確認制度

- 建築基準法に基づく建築確認・検査手続きは、特定行政庁の建築主事又は民間の指定確認検査機関の確認検査員が行っている。
- 建築主事は、市町村又は都道府県の職員で、建築基準適合判定資格者のうちから、それぞれの市町村の長又は都道府県知事が任命することとしている。



設計図書等の
建築基準への適合性を審査

施工された建築物の
建築基準への適合性を検査

建築主事 又は **指定確認検査機関**による審査・検査

建築基準適合判定資格者のうちから、
市町村の長又は都道府県知事が任命

令和4年分権提案の内容とその対応方針

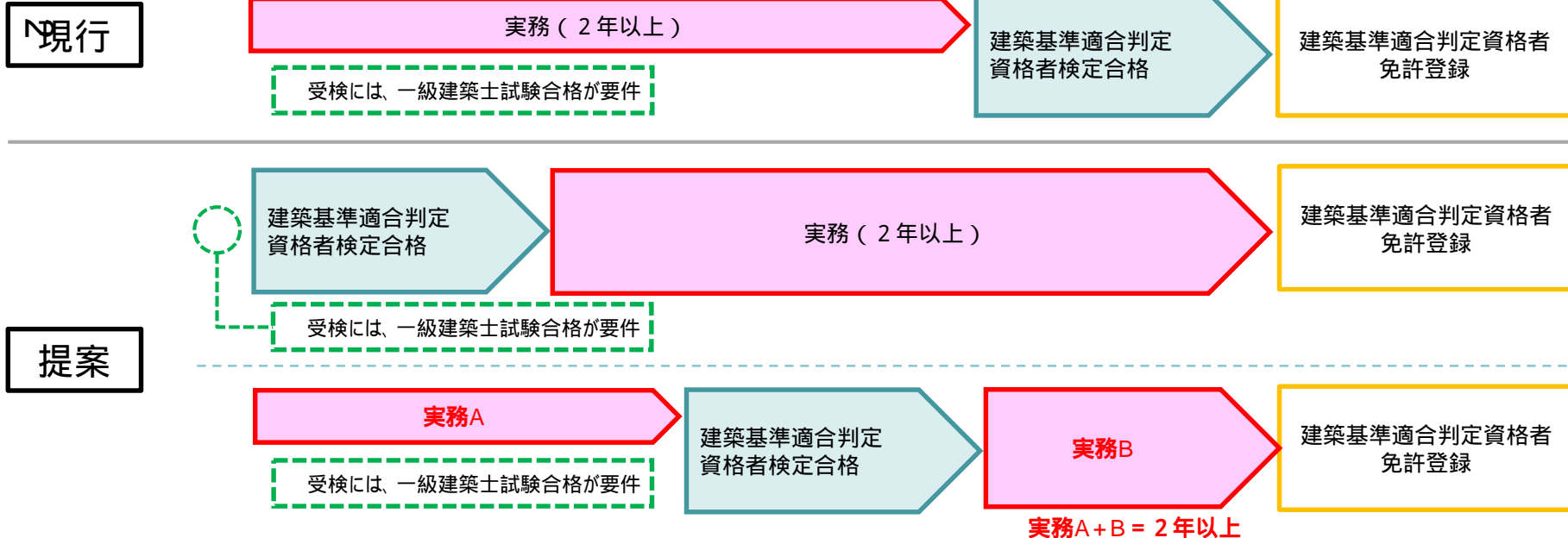
(1) 建築基準法における制度の現状

建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、建築基準法において、**一級建築士試験に合格した者**で、建築行政又は指定確認検査機関における確認検査の業務その他これに類する一定の業務に関して、**2年以上の実務の経験**を有するものとされている。

(参考) ・令和4年スケジュール:検定日8月26日、合格発表12月26日(予定)
 ・令和3年実施状況:実受験者数 (行政職員) 703人 (民間受検者)230人

(2) 分権提案の内容

建築基準適合判定資格者の受検資格の緩和について、**受検資格の要件としている実務経験について、登録時の要件にする**提案がなされている。



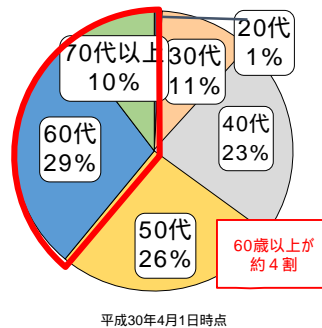
(3) 一次回答 建築基準適合判定資格者検定の事務の実行性に留意して検討を行うこととしたい。

【参考】「建築士法の一部を改正する法律」(平成30年法律第93号)について

背景・必要性

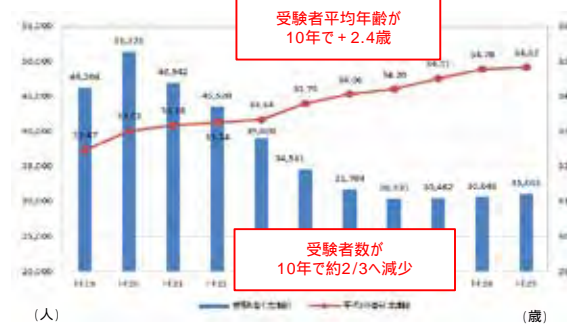
近年の一級建築士試験は、受験者数の急減に加え、受験者の高齢化が顕著。
業務を行っている建築士の高齢化が進んでおり、このままの傾向が続く場合、建築物の安全性の確保等において重要な役割を担う建築士人材の確保が困難。

【一級建築士(所属)の高齢化】



平成30年12月14日 公布・令和2年3月1日施行

【一級建築士試験受験者数・平均年齢の推移】



法改正の概要

建築士人材を継続的かつ安定的に確保するため、建築士試験の受験資格を改めること等により、建築士試験の受験機会を拡大する。

具体的には、建築士試験を受験する際の要件となっている実務の経験について、免許登録の際の要件に改めることにより、試験の前後にかかわらず、免許登録の順までに積んでいればよいこととする。

【建築士法第4条、第14条及び第15条関連】

実務経験のみの者が二級・木造建築士免許を受ける場合等を除く。

【改正前】

実務経験は受験要件

【改正後】

実務経験は **免許登録要件**

(例) 大学を卒業し、一級建築士の免許を取得する場合

【改正前】

大学(4年)

実務

試験合格

免許登録

【改正後】

大学(4年)

試験合格

実務

免許登録

大学(4年)

実務A

試験合格

実務B

免許登録

A+B=2年以上

二級・木造建築士についても、原則として、学校卒業直後に受験が可能となるよう措置。

建築士を目指す者にとって、**建築士試験の受験機会が拡大し、建築士免許の取得に向けた見通しが立てやすくなる。**
事務所(雇用側)にとって、**建築士免許を取得する可能性の高い若手職員を確保しやすくなる。**

**建築士人材の
安定的な確保**

政令改正の概要

令和元年9月11日公布・令和2年3月1日施行

今回の法改正に伴い、実務経験を審査する事務が試験機関から登録機関に移管されること、実務経験の審査手続が厳格化されること及び物価の変動等を踏まえ、建築士の登録・受験に係る手数料の額を見直し。

建築士法の一部を改正する法律の施行日を**令和2年3月1日**とする。

令和2年建築士試験から適用

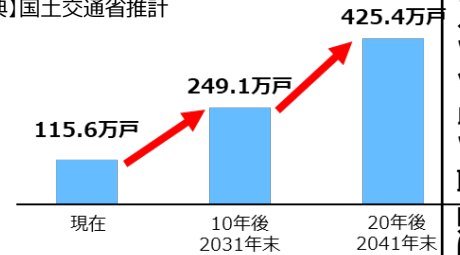
マンション管理適正化推進計画について

背景

- 今後、築40年を超える高経年マンションが急激に増加することが見込まれているところ、建物・設備の老朽化による周辺住民等への危害の発生等を防止するためには、マンションの維持管理の適正化を進めることが極めて重要。
- このため、令和2年のマンション管理適正化法の改正により、地方公共団体によるマンション管理適正化推進計画の作成（任意計画：法第3条の2）及び適切なマンションの管理計画に対する認定制度（法第5条の3）等を創設（令和4年4月施行）したところ。

増加する築40年以上のマンションストック

【出典】国土交通省推計



重点番号56:マンション管理適正化推進計画の廃止（国土交通省）

推進計画制度の概要

- 地方公共団体は国が定めた基本方針に基づき、マンション管理適正化推進計画（推進計画）を定めることができる。推進計画においては、各地域で異なるマンションの状況等を踏まえつつ、マンションの管理の適正化に関し、以下の内容を記載（マンション管理適正化法第3条の2第2項各号）。
 - ① 目標
 - ② マンション管理の現状把握のために地方公共団体が講ずる措置
 - ③ マンション管理の適正化の推進を図るための施策
 - ④ 都道府県等マンション管理適正化指針
 - ⑤ 啓発及び知識の普及に関する事項
 - ⑥ 計画期間
 - ⑦ その他必要な事項
- 都道府県等マンション管理適正化指針（④）は、マンションの管理に求められる観点や水準を具体的に定めるものであり、各地域公共団体独自の助言・指導等の基準やマンションの管理計画の認定基準を定めることも可能。
- 当該指針は、目標設定（①）・現状把握（②）・施策の検討（③）等を踏まえた内容とすることで、効果的なマンションの管理の適正化を推進するもの。

管理計画認定制度の概要

- 推進計画を作成した地方公共団体は、一定の基準を満たすマンションの管理計画の認定が可能。
- 認定制度を通じて、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取組みが推進されるほか、認定を受けたマンションが市場で高く評価されるなどのメリットが期待される。

埼玉県所沢市 『所沢市マンション管理適正化推進計画』(令和4年3月)

【現状と課題】

令和3年度実態調査結果より、長期修繕計画未作成、大規模修繕未実施など、管理不全の兆候がみられるマンションを把握

【目標と施策】

目標① マンションの管理状況の的確な把握

目標値として、マンション管理適正化推進条例に基づく届出率(※)を設定

※R3:- → R13:100%

⇒具体施策として、管理組合の管理状況届出の義務化を位置づけ

目標② 管理組合による適正管理の推進

目標値として、30年以上の長期修繕計画に基づいて修繕積立金を徴収している管理組合の割合(※)を設定

※R3:39.6% → R13:75%

⇒具体施策として、マンション管理アドバイザー派遣制度等を位置づけ

【所沢市マンション管理適正化指針における独自基準】

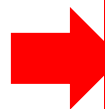
○助言・指導・勧告を行う判断基準の目安

・長期修繕計画が作成されていない、または必要に応じた見直しがされていない

・大規模修繕工事が実施されていない

○管理計画認定の基準

・所沢市マンション管理適正化推進条例に基づく管理状況の届出が行われている



地方公共団体において推進計画に記載された施策と管理計画認定が相まって進められることで、目標の達成に向けたマンション管理の適正化に関する取り組みが効果的に推進される

岩手県盛岡市 『盛岡市マンション管理適正化推進計画』(令和4年3月)

【現状と課題】

令和3年度実態調査結果より、修繕積立金額が国で定める目安の下限値以上となっているマンションの割合を把握

【目標と施策】

目標値として、修繕積立金額が国で定める目安の下限値を上回るマンションの割合(※)を設定

※R3:13.4% → R8:30.0%

⇒具体施策として、各管理組合の理解度の向上を目的とした、マンション管理士を派遣しての勉強会の開催等を位置づけ

【盛岡市マンション管理適正化指針における独自基準】

なし

※国の認定基準において、「修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと」が設定。



地方公共団体において推進計画に記載された施策と管理計画認定が相まって進められることで、目標の達成に向けたマンション管理の適正化に関する取り組みが効果的に推進される

マンション管理適正化推進計画 作成の手引き

第 I 部 マンション管理適正化推進計画の解説

第 1 章 マンション管理適正化推進計画作成にあたっての基本的な事項

5 他の計画との関係及び関係部局等との連携

推進計画は、地方公共団体におけるマンションの管理に関するマスタープランと位置づけられ、今般の法改正を契機として、積極的に推進計画を新たに作成していただくことが望ましいと考えられます。一方で、地方公共団体の中には、既に、**マンション管理に関する施策を進めるための独自の行政計画**や**建替え等を含めたマンション政策全体の行政計画**、あるいは、**住生活基本計画**や**空家等対策計画**を作成している場合があります。また、住宅政策や空き家対策を担当する部局がマンション政策を担当する場合、マンションの実態調査や実態調査に基づく施策の検討について、住生活基本計画や空家等対策計画の作成・見直しのための調査や検討に合わせて実施することが効率的なことがあります。

このような場合においては、必ずしも**新たに推進計画を作成することは必須ではなく、住生活基本計画や空家等対策計画と一体的に検討し、当該計画の全部又は一部を推進計画として位置づけていただくことが可能**です。推進計画を作成することのメリットを考慮し、積極的に推進計画として位置づけていただくことが期待されます。



の

事例① 和歌山県

※都道府県住生活基本計画に位置づけ

『和歌山県住生活基本計画』（令和4年3月）

第 1 章 和歌山県住生活基本計画とは

2 住生活基本計画と一体的に推進する計画及び計画期間

本計画は、上位計画である和歌山県長期総合計画をはじめ、県が策定する各種計画の中で住生活に関わる部分を踏まえるとともに、**以下の計画を兼ねる**ものとします。（中略）

- **和歌山県マンション管理適正化推進計画**（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「マンション管理適正化法」という。）に基づく計画）

事例② 岐阜県岐阜市

※市町村住生活基本計画に位置づけ

『岐阜市住宅マスタープラン』（令和3年3月）

1 はじめに

(2) 計画の位置付け

（前略）なお、**本住宅マスタープランにおけるマンションに関する部分については、**マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）により改正されるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第3条の2第1項の規定の施行日から、同日を計画始期とする同項の規定による**マンション管理適正化推進計画を兼ねる**こととします。また、法施行内容を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

住生活基本計画や空家等対策計画と統合して策定することができる旨を明確化

事例③ 東京都

※独自の行政計画に位置づけ

『東京都 マンション管理・再生促進計画』（令和4年3月改定）

第 1 章 計画策定に当たって

3 計画の性格と位置付け

（前略）加えて、マンション管理適正化法第3条の2第1項に規定する町村部の区域に適用する**「マンション管理適正化推進計画」**については、本計画の第5章に位置付ける。